

2006年6月17日施行

2013年12月21日改訂

2014年5月30日改訂

2015年7月12日改訂

2016年7月10日改訂

2017年7月2日改訂

2021年06月1日改訂

# 下垂体患者の会 定款

## 前文

当会は、「患者同士で手をつなごう よく知ろう 声を上げよう」をテーマに、2005年12月、東京と京都の下垂体疾患患者が設立に着手し、2006年6月17日に設立された。

## 第1章 総則

### (名称)

- 第1条 当会の名称は『下垂体患者の会』(かすいたいかんじゃ の かい)とする。
2. 当会の略称は『下垂会』(かすいかい)とする。

### (事務所)

- 第2条 当会は、主たる事務所を千葉県柏市に置く。

## 第2章 目的および活動

### (目的)

- 第3条 当会は、以下の目的を実現するために活動する。
- 下垂体関連疾患の患者(詳細については、別途細則にて定める)とその家族のために、正しい情報の提供、治療・研究促進のための協力、社会への啓発活動、更に患者の QOL 向上に繋がる各種活動を主たる目的とする。

### (活動)

- 第4条 当会は、以下の活動を行う。
- ① 病気の原因究明への貢献
  - ② 病気の治療に関する知識の啓発
  - ③ 患者とその家族への支援
  - ④ 当会と同じような目的を持った団体との協力
  - ⑤ その他、当会の目的を達成するための事業
  - ⑥ 患者の QOL 向上に資するため、法律や制度の拡充への働きかけ

## 第3章 運営方針

### (運営方針)

- 第5条 当会は、あらゆる医療機関・製薬会社・医療関係者から独立した立場を取る。
- 第6条 当会は、あらゆる政党・政治団体と均等の立場を取る。
- 第7条 当会は、宗教的に中立の立場を取る。
- 第8条 当会は、医学的に効果が証明されない療法や健康食品などとは一線を画する。

## 第4章 会員

### (種別)

- 第9条 会員は、正会員と賛助会員で構成する。

### (正会員)

- 第10条 正会員は、患者本人とその家族とする。
- 第11条 正会員は、当会の運営に関する議決権を持つ。

### (賛助会員)

- 第12条 賛助会員は、当会の趣旨に賛同する個人・団体とする。
- 第13条 賛助会員は、当会の運営に関する議決権を持たない。

### (入会・退会)

- 第14条 入会及び、退会は任意とし、入会の申し込みを受理し、入会金及び年会費が納入された時から、退会届が受理された時までとする。

### (入会金・年会費)

- 第15条 入会金・年会費は、別途細則に記載の通りとする。
- 第16条 既納の入会金・年会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

### (会員の除名)

- 第17条 以下の①～④に該当する時、会員を除名することがある。除名方法等については、別途細則の通りとする。
- ① 定款に違反したとき
  - ② 当会並びに特定の会員の名誉を傷つける行為をしたとき
  - ③ 当会の目的に反する行為をしたとき
  - ④ その他、除名すべき正当な理由があるとき

### (会員資格の喪失)

- 第18条 以下のとき、会員はその資格を喪失する。
- ① 退会届を提出したとき
  - ② 本人が死亡したとき
  - ③ 3年以上会費を滞納したとき
  - ④ 除名されたとき

## 第5章 役員

### (役員)

第19条 当会に、以下の役員をおく

- ① 理事 若干名(うち、代表理事 1名・監事 1名)
- ② 事務局長 1名、会計責任者 1名

### (理事の選任)

第20条 理事は、正会員の中から選出する。

第21条 理事は、理事会の承認を経て総会で選任される。

### (代表理事の選任)

第22条 代表理事は、理事の互選により選出し、総会の承認を経て選任される。

### (事務局長および監事の選任)

第23条 事務局長および監事は、代表理事が推薦する。

第24条 事務局長および監事は、理事会の承認を経て選任される。

### (代表理事の職務)

第25条 代表理事は、当会を代表しその業務を総理する。

第26条 正当な理由により職務を全うできないときは、事務局長が代行する。

### (理事の職務)

第27条 理事は、以下の職務を行う。

- ① 代表理事の業務を補佐する
- ② 理事会を構成する
- ③ この定款および理事会の議決に基づき、職務を執行する

### (監事の職務)

第28条 監事は、以下の職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査する
- ② 当会の資産状況を監査する
- ③ 監査の結果、以下の事実を発見したときには、これを総会に報告する
  - (ア) 理事の業務執行に関する不正行為
  - (イ) 当会の資産に関する不正行為
  - (ウ) 法令もしくは定款に違反する重大な事実
- ④ 必要に応じて、理事会を招集し意見を述べる
- ⑤ 必要に応じて、総会の招集を請求する

### (任期)

第29条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

第30条 役員任期は事業年度と同一とする。

第31条 補欠のためまたは増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

第32条 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

### (解任)

第33条 以下のとき、理事を総会の議決をもって解任することができる。

- ① 職務上の業務違反行為があったとき
- ② 理事としてふさわしくない行為があったとき

### (報酬ならびに職務遂行にかかる費用)

第34条 職務を遂行するために要した費用は、当会にて負担するものとする。

第35条 日当ならびに、報酬については別途定めるものとする。

## 第6章 総会

### (種別)

第36条 通常総会と臨時総会の2種とする。

### (構成)

第37条 総会は、正会員をもって構成する。

### (通常総会)

第38条 事業年度毎に1回開く。

### (臨時総会)

第39条 以下のとき、臨時総会を開くことができる。

- ① 代表理事が招集したとき
- ② 正会員数の10分の1以上から招集要請があったとき
- ③ 監事が招集したとき

### (招集)

第40条 第40条3項の場合を除き、代表理事が招集する。

### (開催周知)

第41条 日時・場所・目的を会員に周知する。

第42条 メール並びに書面により議決内容を通知し、一定期間の異議申し立て期間を設ける事により実開催のかわりとする事も出来るものとする

### (定足数)

第43条 正会員数の10分の1以上の出席を必要とする。

第44条 やむを得ない理由のため総会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールなどをもって表決し、または他の会員を代理人として表決委任することができる。

2. 前項で表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

### (議長)

第45条 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

### (議決事項)

第46条 以下のことを議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散・合併

- ③ 事業報告・収支決算
- ④ 理事の選任・辞任・解任
- ⑤ 総会に付議すべき事項
- ⑥ 総会議決事項の執行にかかわる事項

**(議決成立要件)**

第47条 出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

第48条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

## 第7章 理事会

**(理事会)**

第49条 理事会は、以下のときに開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき
- ② 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- ③ 監事からの招集の請求があったとき

第50条 理事会は、代表理事が招集する。

**(構成)**

第51条 理事会は、理事をもって構成する。

**(定足数)**

第52条 理事会の開会には、理事総数の2分の1以上の出席を必要とする。

第53条 やむを得ない理由のため出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールなどをもって表決することができる。

- 2. 前項で表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

**(議決事項)**

第54条 理事会では、別途細則に定めた内容について議決する。

**(議決成立要件)**

第55条 理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

第56条 理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

第57条 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

## 第8章 資産および会計

### (事業年度)

第58条 当会の事業年度は、6月1日から翌年5月31日までとする。

### (資産)

第59条 当会の資産は、以下に掲げるものとする。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金および年会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

第60条 当会の資産は、会計責任者が管理する。

第61条 会計責任者は、事務局長が正会員から選任し理事会の承認をもって選出する。

### (決算)

第62条 会計年度終了後に会計責任者により決算報告書としてまとめ、理事の確認後監事の承認をもって当該年度の会計決算を終了することとする。

※その際、別途当該年度の活動報告も資料として添付することとする。

## 第9章 定款の改訂及び解散

### (定款の変更)

第63条 本定款に改訂が必要となった場合、理事会の確認後総会による議決をもって改訂出来るものとする。

※ただし、別途定める規定については理事会の議決により改訂を行えるものとする。

### (会の解散)

第64条 本会の継続運営が困難と判断した際に、総会による議決をもって会を解散することがある。その際、第16条の定めを通り個別に会費の返還等は行わないが、別途理事会より残余財産の取り扱いについて提示し併せて議決を行うこととする。